

意見陳述書

2007年9月25日
千葉県柏市松ヶ崎 1170-14
坂倉敏雅

千葉地方裁判所御中

1 先に第6回裁判において利水に関する原告側準備書面5の骨子について陳述し、現在の千葉県の保有水源で十分であることを論証しました。その後被告側準備書面10により反論が示されましたので、あらためて原告側準備書面14を用意して利水に関する補充と再反論を行うものです。

2 ここでは以下の5点に触れて陳述いたします。

現実と遊離した千葉県の長期水需給計画
ダム計画の呪縛から自由になった横浜市の水道計画
千葉県包括外部監査人の指摘
被告主張の誤り
原告の再反論

3 まず“現実と遊離した千葉県の長期水需給計画の予測の誤り”を水道用水予測について見ます。

三つの点を指摘します。

水道用水需要の予測の誤り
県人口・給水人口の過大予測
1人1日最大給水量の過大予測

4 まず水道用水需要の予測の誤り

図をご覧ください。

「千葉県の長期水需要」の中間目標年度2005年度の実績値が公表されました。県全体の水道用水について、一日最大給水量の実績と長期水需要の予測を対比したものです。予測と実績の乖離が年々大きくなっており、2005年度は実に34万 m^3 日、比率として16%も過大になっています。

被告らが八ツ場ダム等の新規水源開発が必要だと主張する根拠となっている水需要予測は、このように実績をまったく無視したもののなのです。

5 では何故このような需要予測が行われているのでしょうか？

最大の要因の一つは県人口の過大予測です。

図をご覧ください。

最も科学的な予測とされる国立社会保障・人口問題研究所による都道府県別の2007年発表の最新予測で、千葉県は2010年にピークを迎えるだろうとしています。

長期水需給では県の人口が 2015 年以降も増加を続け、それに見合って給水人口も増加し続けるとしています。2005 年の給水人口の予測値 574 万人に対して、実績は 564 万人であり実に 10 万人もの過大予測でした。

6 二つ目の要因は 1 人 1 日最大給水量の過大な予測です。

図 をご覧ください。

1 人 1 日最大給水量の実績値は年度を追って低減の傾向を示していますが、県はその事実を無視しているようです。2005 年度の実績値 376 ㍉人・日に対して、予測値は 425 ㍉人・日であり、49 ㍉人・日、実に 13%も過大です。

7 県の保有水源の状況を見てみましょう。

図 をご覧ください。

現在千葉県水道は給水量ベースで 262 万 m^3 日の水源を保有しています。先に述べたとおり 2005 年度の最大給水量は 210 万 m^3 日であり、かつ増加の傾向にはなくむしろ暫減の方向にありますから将来水道水の不足を生ずるといふ懸念はないと言えます。

8 千葉県営水道の給水量は県全体の水道用水の約半分を占めています。県企画部が作成した「千葉県の長期水需要」における水道局の役割を見落とすことはできません。

図 をご覧ください。

1 日最大給水量の実績は 100 万 m^3 日でほぼ横ばいで推移していますが、包括外部監査の指摘を受けて見直した 2005 年 3 月の新しい事業計画においてさえ、2006 年度の実績 101 万 m^3 日に対して予測値は 109 万 m^3 日であり、実績を無視した架空の予測がなぜ見過ごされているのかを問いたいと思います。

1 人 1 日最大給水量の過大予測についても同様の指摘をしておきます。

9 次に千葉県の工業用水需給計画における水需給予測について陳述します。

図 をご覧ください。

長期水需給の中間目標年度 2005 年度の実績値が約 84 万 m^3 日、予測値は 103 万 m^3 日で 22.6%も過大です。水需要の実績に対して千葉県工業用水道の全保有水源は、(原告準備書面 5 の 41 ページ表 4-6 に示したように) 111 万 m^3 日で、2005 年度実績値と対比して 27 万 m^3 日もの余裕があります。新規の水源開発の必要性は全く無用と言わざるを得ません。

10 さてここで視点を変えて、横浜市の水需給計画を見てみましょう。

図 をご覧ください。

横浜市水道の 1 人 1 日最大給水量の予測を「横浜市上水道予測調査業務報告書・2004 年 7 月」より引用しました。実績の減少傾向が継続し、増加に転ずることなく一定の水準に収束するとしています。

一方、先に示した千葉県の予測では、過去 10 年間減少傾向にあったものが、近い将来急

に大幅な増加に転じるという説明のつかない非現実的な予測をおこなっているのです。

1 1 何故そうなるのでしょうか？千葉県と横浜市の水道行政担当者の予測の基本手法に違いがあるとは考えられません。違いがあるとすれば参加する予定のダム計画の有無という外的要因です。横浜市は実績と現実とに即した予測を行っています。一方千葉県には八ッ場ダムのほか、いろいろ水源開発事業に参加を予定しており、その理由付けのために実績と現実を無視した予測をおこなっているのです。いわば八ッ場ダム計画等に呪縛された水需給計画と考えざるを得ません。

1 2 千葉県包括外部監査人の指摘

2003年4月18日付「平成14年度千葉県包括外部監査の結果報告」において水道局上水道事業に関して、“水需要の見通しが～基礎となり、今後巨額な投資が行われることになるが、～1人当たり一日最大給水量が増加しつづけるかどうかについて慎重な検討が必要であり、～施設計画の見直しも必要と考える。”と指摘しています。

1 3 ここで、改めて被告らの主張を整理して、そのうちの主要なものについてその誤りを指摘しておきます。

被告らは準備書面10において、千葉県営水道と千葉県工業用水道では八ッ場ダム建設事業への参画を前提として暫定豊水水利権を得ており、将来の水需給においてのみならず、現在の水需給においても八ッ場ダムは必要なものと主張しています。

以下でその主張の誤りを具体的に指摘します。

1 4 県営水道は八ッ場ダムとは関係なくすでに十分な水源を保有していること

図 をご覧ください。

千葉県営水道が現在保有する全保有水源は、北千葉広域水道企業団および君津広域水道企業団からの受水量を含めて、109.2万 m^3 日です。八ッ場ダムが関係するのは、坂川農業用水合理化の冬期水利権としての豊水暫定水利権3.9万 m^3 日であり、これを除いても県営水道の保有水源は105.3万 m^3 日です。県営水道の1日最大給水量が2006年度実績で101万 m^3 日であり、水需要の充足は十分可能です。「八ッ場ダムの暫定豊水水利権によって取水し、これにより多くの県民に現実に水を供給している」という被告らの主張は事実と相違しています。

1 5 千葉県工業用水道の現状とその錯誤

被告らは、利根川水系4地区（東葛・葛南地区、五井姉崎地区、房総臨海地区、千葉地区）の工業用水道は契約水量が現在の安定水源による給水可能量を上回っていること、さらに東葛・葛南地区と他の3地区は給水区域が地理的に離れているため用水の融通は困難であることなど理由にあげて、八ッ場ダムによる水源の確保が必要と反論しています。

まず安定水利権の保有水源は1日最大給水量を大幅に上回っていることを指摘しておきます。

表 をご覧ください。

2006 年度利根川水系 4 地区工業用水道の保有水源と契約水量、1 日最大給水量を整理して示します。なお、給水量ベースの安定水利権の保有水源の算定にあたっては実績に基づいた利用率率 0.98 を採用しています。この安定水利権の保有水源 76.1 万³ 日に対して、2006 年度の 4 地区の 1 日最大給水量は 58.7 万³ 日ですから、17 万³ 日以上の余裕があり、ハツ場ダム等の新規水源を必要とはしていません。

第二に安定水利権の保有水源は契約水量も上回っていることを指摘します。

被告らは「千葉地区工業用水道のハツ場ダムの暫定水利権は、企業等に対して供給する義務のある契約水量を確保する上で必要不可欠なもの」し、契約水量分の水源確保も同時に主張しています。東葛・葛南地区は別として、利根川水系 3 地区間の融通を行えば、契約水量分の安定水源確保は可能です。なお、契約水量とは、工業用水道の料金収入安定の目的で各企業に割り当てているものですから、現今のように水需要が落ち込んでいけば、各企業にとって契約水量の削減はむしろ望むところとなり、現在の契約水量をもって水源確保の必要性を論ずることは的を得ていません。

1 6 原告からの再反論の要旨

被告らの主張は 2003 年 1 月に策定された「千葉県の長期水需要」に集約されていますので、これに触れながら反論を整理しておきます。

まず、「水道用水の需要予測に見る錯誤」 被告らは、

水需要等は地域の特性を踏まえるべきで、地域の個々水道事業体の推定を積み上げたもので、県独自の計算にはよらない

個別事業体は安定供給の義務から安全サイドの予測をすることが許される

としています。しかしこれは政策決定主体としての県あるいは県水道局の役割放棄と言わざるを得ません。なお、そうは言いながら、長期水需要予測では県人口、水道普及率、1 人当たり水使用量などの数値設定にあたっては、恣意的とも見える数値を引用して作成しています。畢竟するにダム建設を正当化するための苦肉の操作を行っていると言わざるを得ません。

1 7 「工業用水の需要予測に見る錯誤」

工業生産額の架空想定

図 をご覧ください。

千葉県の製造工業の生産指数は、多少の変動はあるものの増加傾向はなくなっているにもかかわらず、2015 年には出荷額が基準年の 1.3 倍以上という架空の予測を行っています。

そして、工業用水道の 2015 年度の 1 日最大給水量 108 万³ 日の値が得られるよう操作をおこなったのではないかと推測させる節があります。こうしてダム事業への参加の必要性を正当化しようとしているのです。

1 8 水需要予測は不確実な要素とその評価を含む故、予測と将来の実現値に乖離が生

ずることは避けられません。しかし、過去の実績や予測の前提条件について適切な情報の収集を怠り、あるいはこれらを承知しながら無視して恣意的に過大な予測値を放置するなどした場合は、行政裁量の範囲を逸脱したと言わなければならないでしょう。したがって、同水需要予測に基づき実施される「ハツ場ダム建設に関する費用の支出」などが違法であるのは明らかです。以上で陳述を終わります。

やんばダム

利水に関する補充と再反論

- 2007.9.25
- 原告： 柏市 坂倉敏雅
- ハッ場ダム住民訴訟 千葉

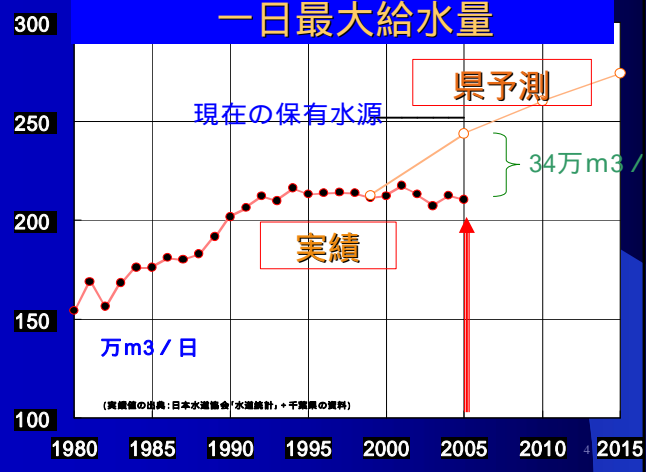
最新のデータによって、
さらに明確になった架空予測

- 第1 . 現実と遊離した千葉県の水需給計画
- 第2 . ダム計画のない横浜市の水道計画
- 第3 . 包括外部監査の指摘
- 第4 . 被告主張の誤り
- 第5 . 私達の再反論

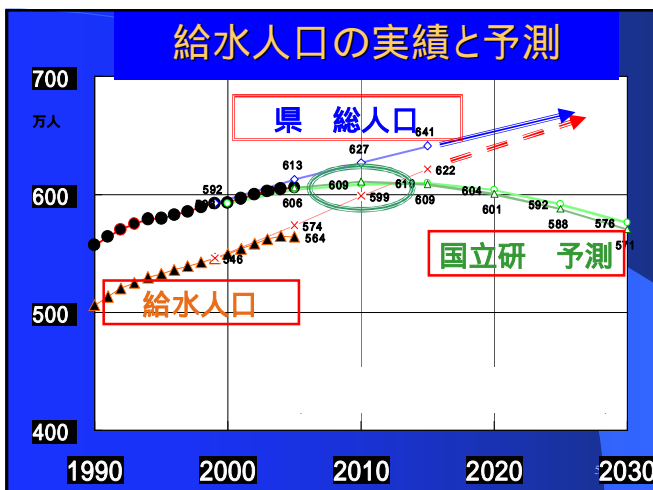
現実と遊離した千葉県の 長期水需給計画

- 水道用水の予測の誤り
- 県人口・給水人口の過大予測
- 一人1日最大給水量の過大予測

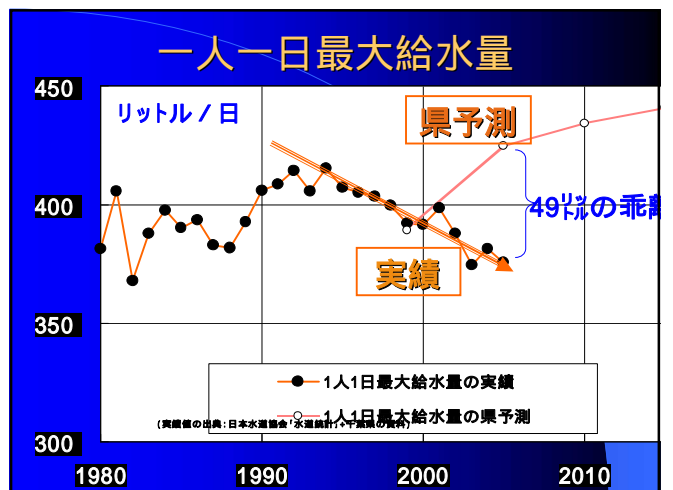
一日最大給水量

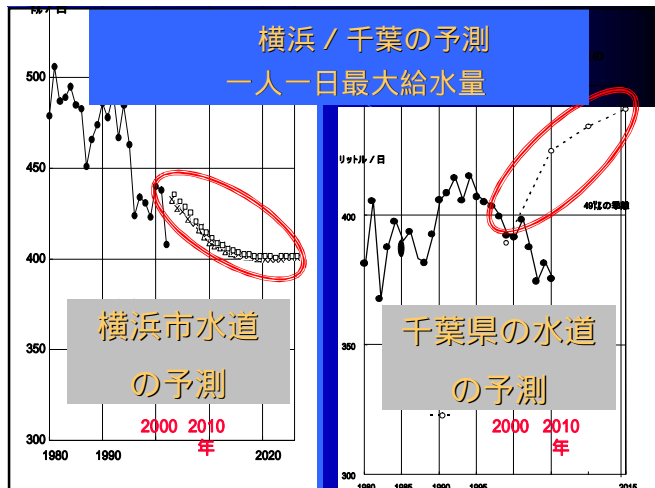
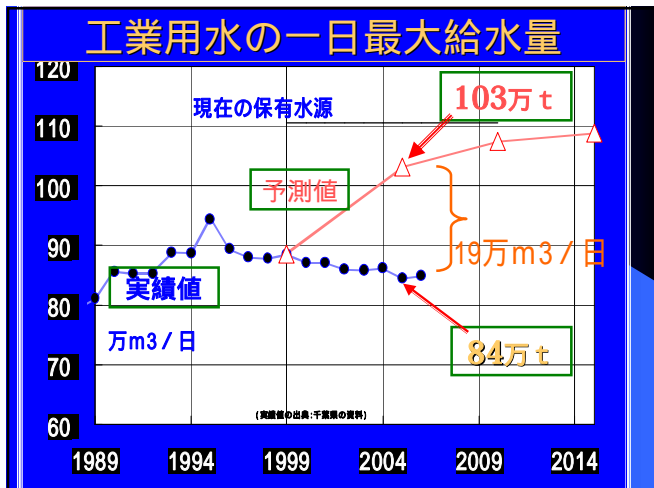
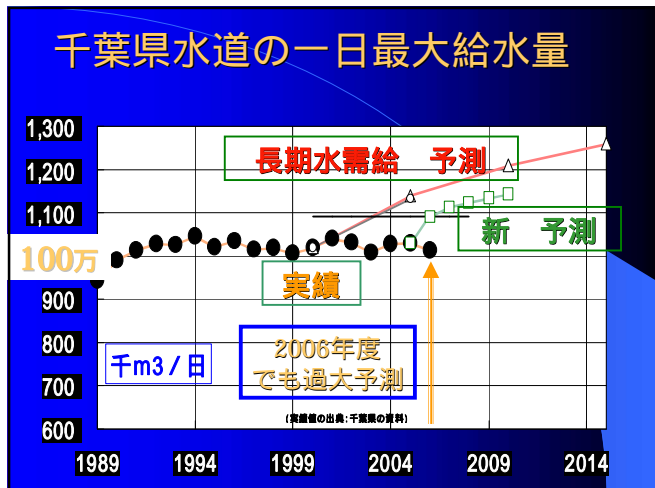
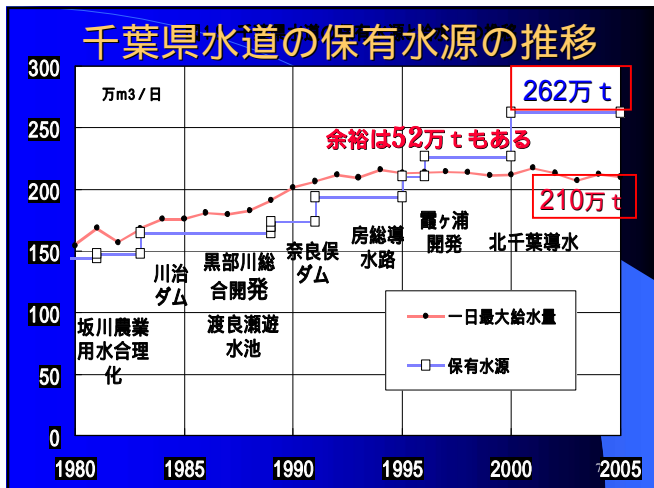


給水人口の実績と予測



一人一日最大給水量





ダム計画からの呪縛の開放

横浜市は、2000年度に宮ヶ瀬ダムが完成して新規のダム計画はなくなった。

ダム計画の呪縛から解放された横浜市の水需要予測は、まっとうな計画である。

千葉県包括外部監査人の指摘

量を示し、水道事業者が維持すべき施設供給能力を決定するものである。

「水需要の見通しが・・・基礎となり、今後巨額な投資が行われることになるが・・・一人当たり一日最大給水量が増加しつづけるかどうかについて、慎重な検討が必要であり・・・施設計画の見直しも必要と考える。」

平成14年度包括外部監査結果から

項目	平成11年実績	平成12年実績	平成13年実績	平成17年事業計画	平成22年計画(100%認可)	平成23年計画(100%認可)
水需要の見直し						

被告らの主張の整理 県の主張

県営水道と工業水道は、ハッ場ダムへの参加を前提として、暫定豊水水利権を得ており、将来も現在も水需給の上からハッ場ダムは必要だ。

以下、具体的にその主張の誤りを指摘する。

13

県営水道が保有する水源

水 源	給水量	水 源	給水量
利根川江戸川 自流	8.7	中川江戸川 緊急導水	12.0
利根川河口堰	28.6	坂川農業 用水合理化	3.9
川治ダム	16.1	高滝ダム	9.0
奈良俣ダム	3.9	北千葉広域	16.8
房総導水路	4.1	君津広域	6.0
単位 万m ³		合計	109.2

14

工業用水の水需給 2006年度

地区名	安定水利権	一日最大 給水量	ハッ場ダム 暫定水利権
東葛・葛南	10.1	7.7	
千葉	5.4	8.9	4.1
五井・姉崎	42.3	32.1	
房総臨海	18.3	10.0	
合計	76.1	58.7	

単位：万t/日

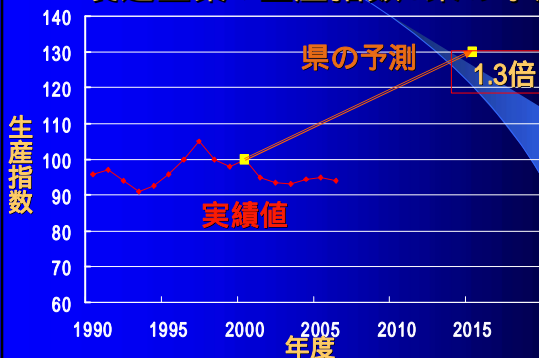
15

再反論

- 県の主張
- 水需要は水道事業体の推定を積み上げたもの。県独自の計算にはよらない。
- 事業体は安定供給の義務から、安全サイドにたつことが許される。
- しかし、長期水需要予測で、県人口・水道普及率・一人当たり水使用量は県独自に算定している。

16

製造工業の生産指数と県の予測



17

以上のとおり、

千葉県の水需要予測は、過去の水需要の実績や予測の前提となる諸要素に関する適正な情報を完全に無視し、恣意的に策定されたものであるから、同水需要予測に基づき実施される「ハッ場ダム建設に関する費用の支出」などが違法であるのは明らかである。

18

